

薬生食輸発1116第1号  
令和2年11月16日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(フィリピン産生鮮おぐらの検査命令免除対象輸出者の追加)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和2年11月6日付け薬生食輸発1106第1号)により通知したところである。

今般、フィリピン政府から、残留農薬に係る対策が講じられたとして報告があった登録輸出業者について、検査命令免除対象輸出者に追加することから、同通知の別表30について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。